

有料職業紹介基本契約書

●●●●株式会社（以下、甲という）と 株式会社アルファ設計（以下、乙という）とは、有料職業紹介に関し以下のとおり契約を締結する。

第1条（適用）

本契約書は、乙が甲に紹介する、乙のスタッフ（以下、丙という）を甲に職業紹介する場合に適用する。

第2条（紹介手数料）

甲は、丙を採用した場合には、乙に対し紹介手数料として丙の採用後初年度の理論年収の25～30%を支払うものとする。尚、この手数料は都度、別途見積書で協議する。

ここでいう理論年収とは月額給与（諸手当のうち通勤手当・超過勤務手当を除く）、想定される賞与の額を合算したものをいう。

第3条（紹介手数料の返還）

丙が入社後、本人の責に起因する事由により退職したときは、民法第420条（賠償額の予定、違約金）に準拠し、また採用決定後の勤務成績又は作業能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき、乙は入社後の経過期間に応じ、以下の割合で前条により支払われた手数料を返還するものとする。

1. 入社1ヵ月未満	返還額＝紹介手数料の90%
2. 入社1ヵ月以上3ヵ月未満	返還額＝紹介手数料の60%
3. 入社3ヵ月以上6ヵ月未満	返還額＝紹介手数料の30%
4. 入社6ヵ月以上	返還額なし

甲の理由に起因する退職、甲の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合は本条前項の紹介手数料の返還は適用されない。

第4条（支払条件）

乙は、甲が丙の採用を決定した時点で、紹介手数料に消費税額を加えた金額を甲に請求する。

甲は、乙の請求に基づき、紹介手数料に消費税額を加えた金額を、丙の入社日の翌月末に乙の指定する銀行口座への振込により支払うものとする。

第5条（特別費用）

乙が丙を派遣または職業紹介するために出張あるいは特別な費用を必要とするときは、その都度事前に甲乙協議の上、費用負担を決定するものとする。

第6条（秘密の厳守）

- ① 甲及び乙は、本覚書に基づく紹介予定派遣または職業紹介により知り得た個人情報及び 各々の業務上の秘密を他に漏洩しないものとする。
- ② 甲及び乙は、丙の同意を得ることなく、丙の個人情報を収集してはならない。

第7条（協議事項）

本契約書に定めのない事項及び本覚書の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議のうえ、決定するものとする。

第8条（その他）

甲は丙との間で入社の際に締結する、辞令または就業条件明示書及び雇用契約書の控えを乙へ提出するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

20 年 月 日

（ 甲 ）

印

（ 乙 ） 神奈川県川崎市川崎区駅前本町3-1

NMF 川崎東ロビル11 階

株式会社アルファ設計

代表取締役 境野 雅仁

印